平成２０年（再ロ）第２９号

京都府宇治市広野町西裏29番地の１広野寮３号

再生債務者　高森　哲也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月25日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２０年（再ロ）第５１号

堺市中区陶器北1691番地１　208号

再生債務者　柏原　　隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月24日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２０年（再ロ）第１０１８３号

東京都練馬区富士見台４－６－８－401

再生債務者　藤田　和夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００１１号

東京都江戸川区南小岩１－９－15

再生債務者　稲増　伸幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１号

大阪府松原市東新町３丁目５番17―517号

再生債務者　山下　和夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月24日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号

山形県長井市今泉1812番地の518

再生債務者　梅津　　孝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月24日　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（再ロ）第５号

千葉市中央区宮崎町665番地13　ヒステ・スクヒア青葉の森３―702号

再生債務者　小川　清江

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月24日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第２号

新潟県長岡市喜多町924番地３

再生債務者　西山　良子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月24日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２１年（再ロ）第３号

新潟県長岡市蓮潟３丁目２番９号　ユーポ幸B

再生債務者　池上美佳代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月25日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２０年（再ロ）第６７号

仙台市泉区住吉台東５丁目２番地の12

再生債務者　狩野　浩明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月25日

仙台地方裁判所第４民事部

会社その他の公告

合併公告

平成二十一年六月二十六日開催の甲の臨時総会及び平成二十一年六月二十五日開催の乙の臨時総会において、甲と乙は合併して新千葉県たばこ商業協同組合連合会（千葉県千葉市中央区椿森二丁目一六番一五号）を設立し、甲乙を解散し、新千葉県たばこ商業協同組合連合会は甲乙の権利義務一切を承継することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年七月三日

千葉県千葉市中央区椿森二丁目一六番一五号

（甲）千葉県たばこ商業協同組合連合会

代表理事　飯島　　隆

千葉県千葉市中央区椿森二丁目一六番一五号

（乙）京葉たばこ商業協同組合連合会

代表理事　井田　　明

合併公告

平成二十一年六月二十七日開催の甲の通常総会、平成二十一年六月二十五日開催の乙の通常総代会及び平成二十一年六月二十七日開催の丙の通常総代会において、平成二十一年十月一日をもって左記農業協同組合は合併し、その権利義務一切を承継して北九州農業協同組合を新設し、甲乙丙は解散することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当該組合にお申し出下さい。

なお、農業協同組合法第四十九条第一項の規定により作成した当該組合の財産目録及び貸借対照表は、当該組合の主たる事務所に備え置いています。

以上、農業協同組合法第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公告いたします。

平成二十一年七月三日

福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目一番四二号

（甲）遠賀郡農業協同組合

代表理事組合長　高山　和幸

福岡県北九州市八幡西区穴生一丁目八番二号

（乙）北九州市農業協同組合

代表理事組合長　野中　敏昭

福岡県北九州市小倉南区富士見二丁目八番一号

（丙）北九州東部農業協同組合

代表理事組合長　奥野　泰美智

組織変更公告

当組合は、企業組合の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社縄文環境開発とします。

効力発生日は平成二十一年八月八日であり、総会の承認決議は平成二十一年六月二十三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月三日

青森県平川市八幡崎宮本五番地

企業組合縄文環境開発

代表理事　木村　将人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月三日

新潟市東区船江町二丁目三番九号

合資会社生活本舗

代表社員　久保　聡市朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社吉田節美商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月三日

名古屋市千種区春岡二丁目二七番一六号

合資会社吉田節美商店

代表社員　吉田　節美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年七月三日

北海道北見市大正五六番地五二

北見介護サービス有限会社

代表取締役　益村　博文